

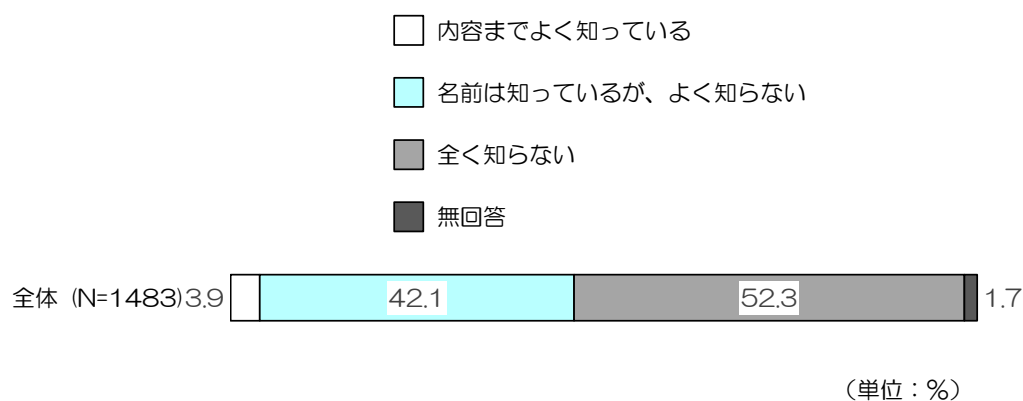
## 6 空き家について

### (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知

問 33. あなたは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」について知っていますか。(〇は1つだけ可)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知をたずねた。「内容までよく知っている」は3.9%にとどまり、「名前は知っているが、よく知らない」の42.1%を合わせた認知率は46.0%である。(図表6-1)

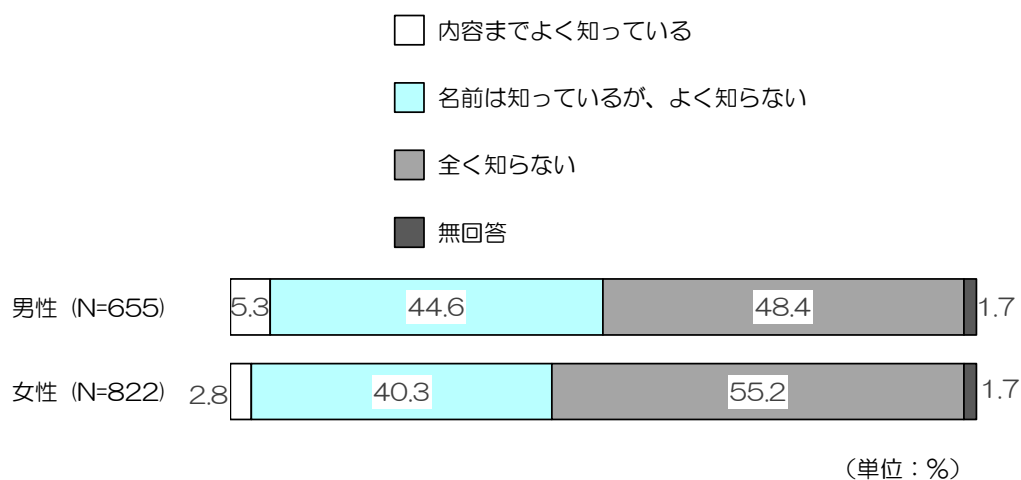
図表 6-1 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知



#### 【性別】

性別にみると、認知率は『男性』の方が『女性』より 6.8 ポイント高い。(図表 6-2)

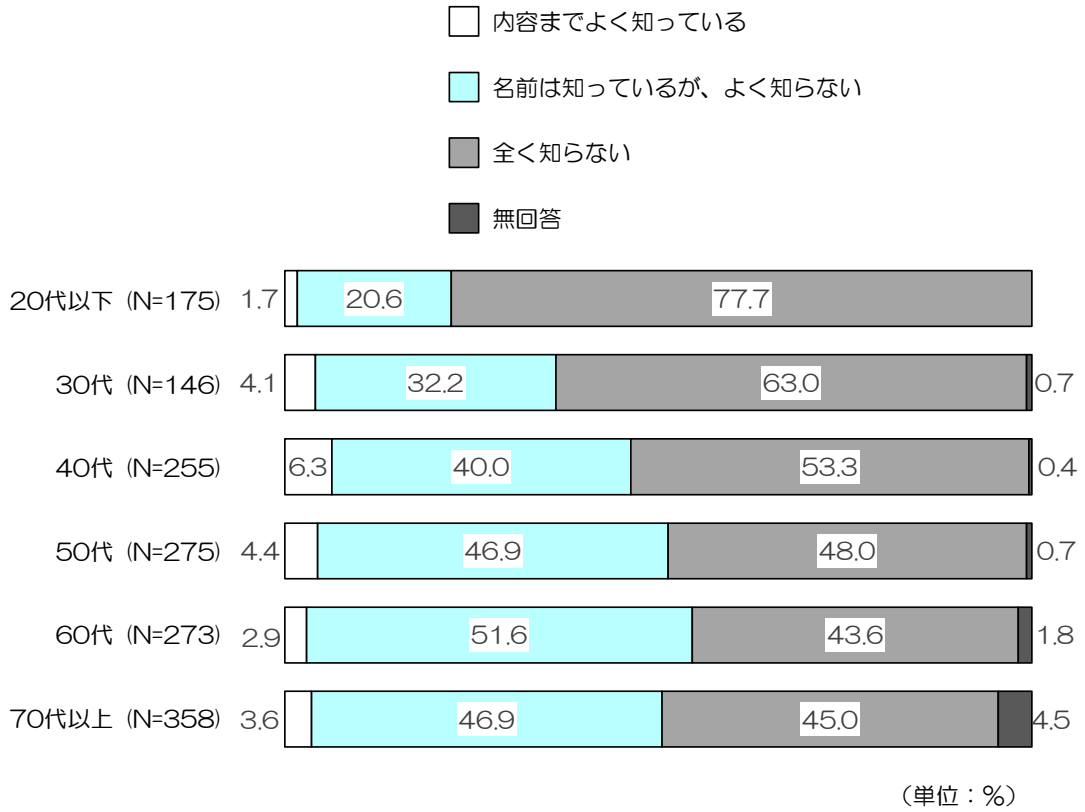
図表 6-2 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知（性別）



### 【年代別】

年代別にみると、『40代』以上で認知率が高く、特に『50代』以上では認知率が半数を超えている。「内容までよく知っている」は、『40代』が6.3%と最も高い。(図表6-3)

図表6-3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の認知(年代別)

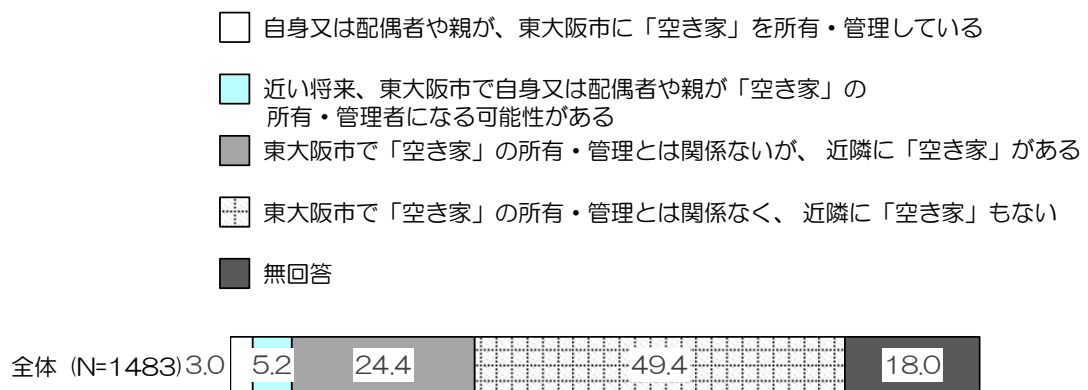


## (2) 「空き家」との関わり

問34. あなたは、ご自身の生活の中で「空き家」とどのような関わりをお持ちですか。(〇は1つだけ可)

「空き家」との関わりをたずねた。「東大阪市で『空き家』の所有・管理とは関係なく、近隣に『空き家』もない」が49.4%と約半数を占めた。「自身又は配偶者や親が、東大阪市に『空き家』を所有・管理している」が3.0%、「近い将来、東大阪市で自身又は配偶者や親が『空き家』の所有・管理者になる可能性がある」が5.2%で、合計した直接関わりを持つ割合は8.2%である。また、「東大阪市で『空き家』の所有・管理とは関係ないが、近隣に『空き家』がある」は24.4%であった。(図表6-4)

図表6-4 「空き家」との関わり

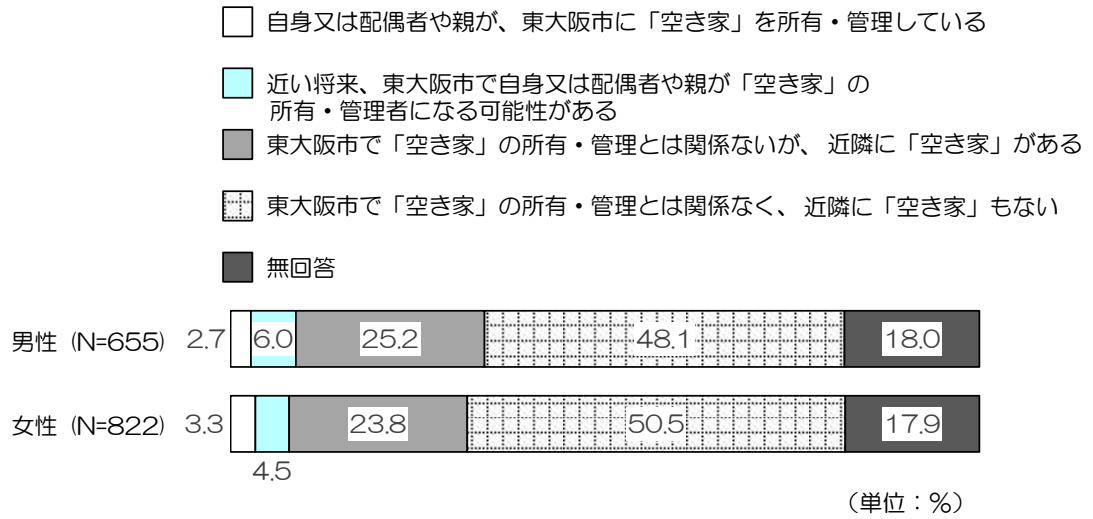


(単位：%)

## 【性別】

性別にみると、「東大阪市で『空き家』の所有・管理とは関係なく、近隣に『空き家』もない」は『女性』の方が『男性』より2.4ポイント高い。(図表 6-5)

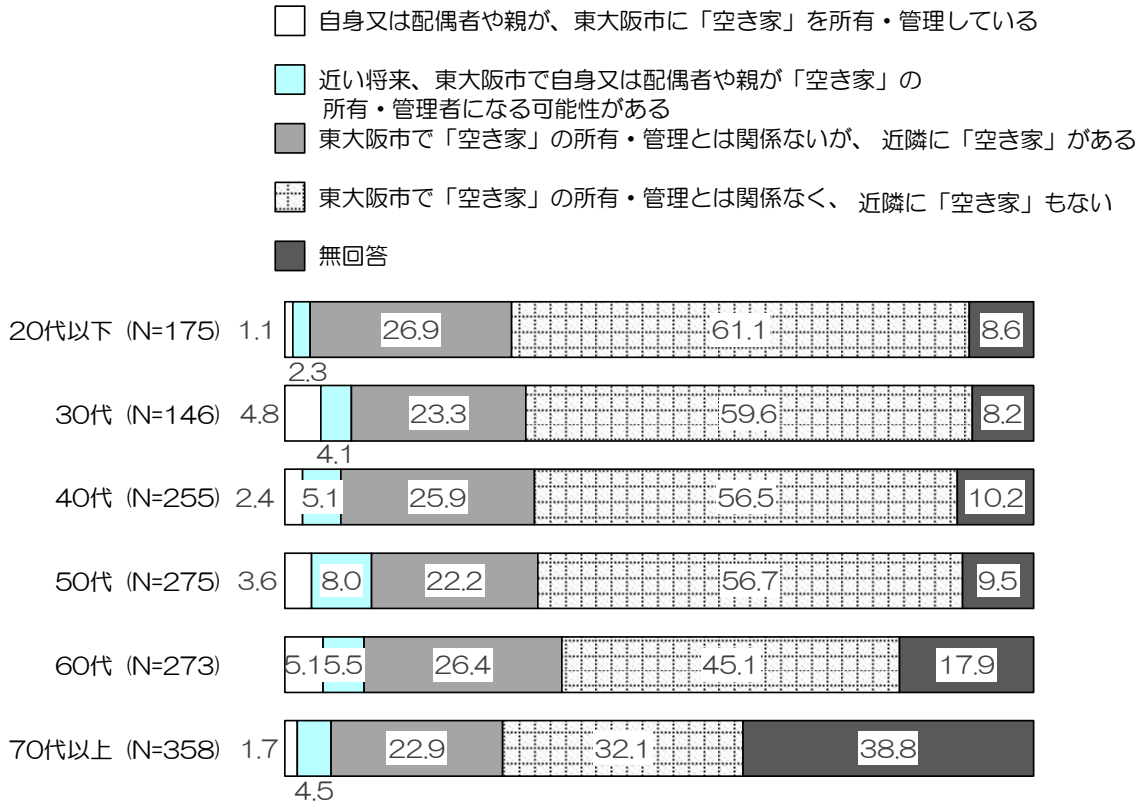
図表 6-5 「空き家」との関わり（性別）



## 【年代別】

年代別にみると、空き家と直接関わりを持つのは、『50代』『60代』で約1割～1割強と高くなっている。(図表6-6)

図表6-6 「空き家」との関わり(年代別)



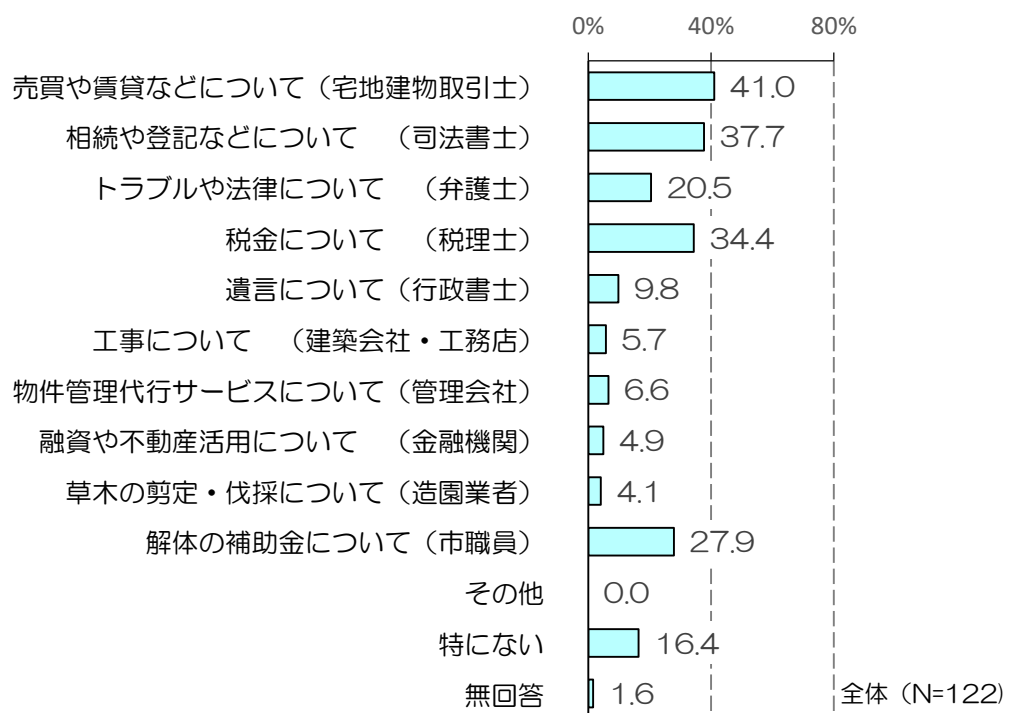
(単位：%)

### (3) 民間団体と連携した相談会で相談してみたいこと

問 35. 空家対策課では、民間団体と連携し相談会を開催しています。あなたが、今後、相談してみたいと思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで可)

民間団体と連携した相談会で相談してみたいことをたずねた。「売買や賃貸などについて(宅地建物取引士)」が41.0%で最も高く、以下、「相続や登記などについて(司法書士)」が37.7%、「税金について(税理士)」が34.4%、「解体の補助金について(市職員)」が27.9%と続いている。(図表6-7)

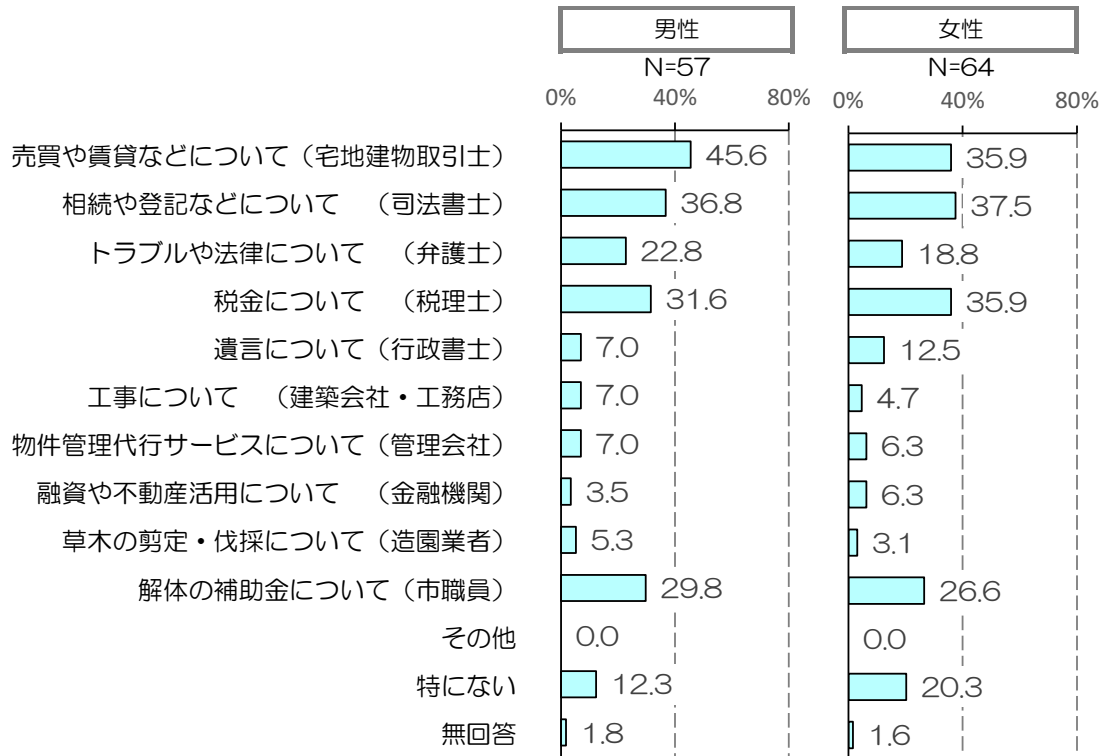
図表 6-7 民間団体と連携した相談会で相談してみたいこと



## 【性別】

性別にみると、「売買や賃貸などについて（宅地建物取引士）」は『男性』が9.7ポイント、「特にない」は『女性』が8.0ポイント、「遺言について（行政書士）」は『女性』が5.5ポイント高くなっている。（図表6-8）

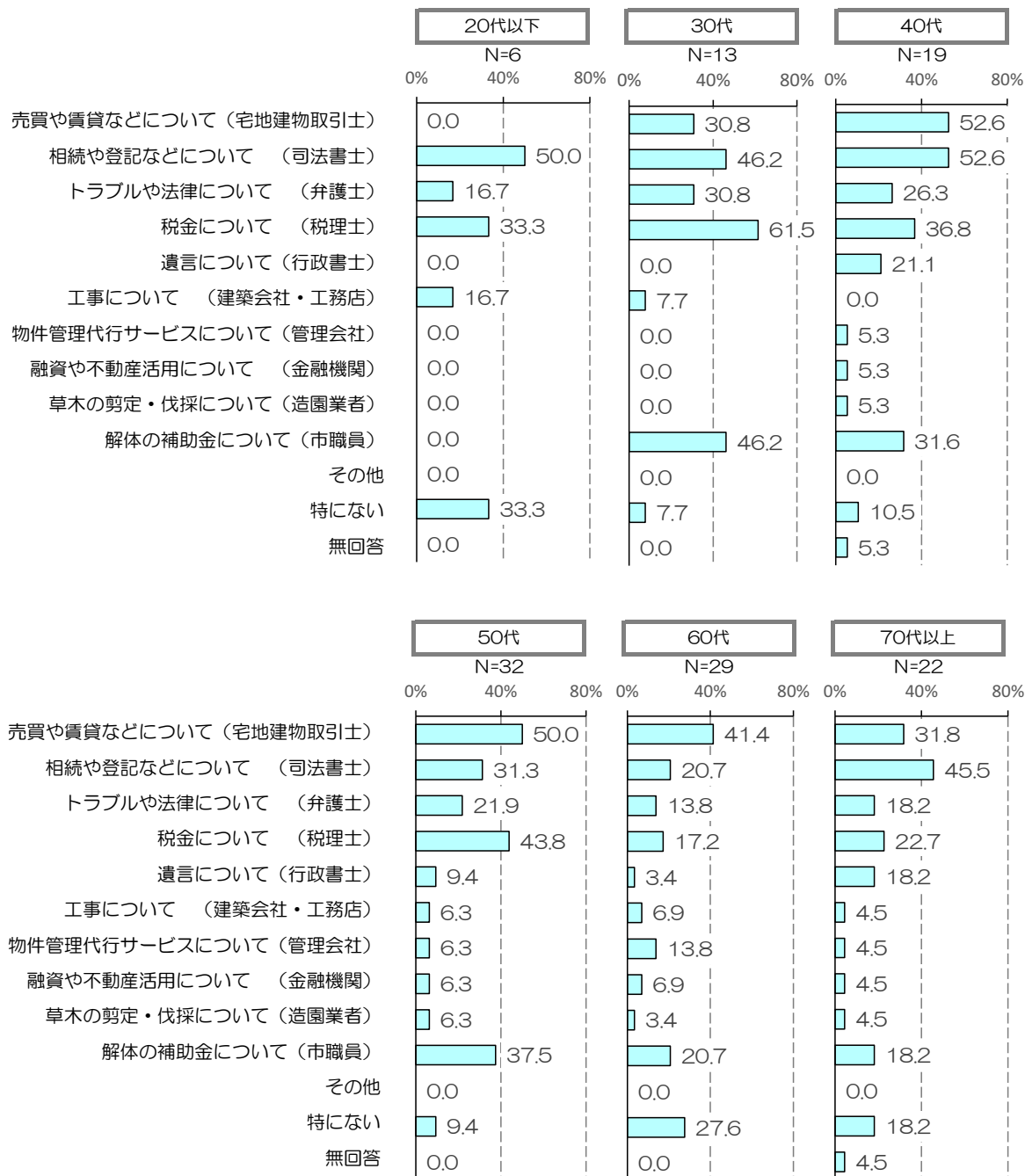
図表6-8 民間団体と連携した相談会で相談してみたいこと（性別）



## 【年代別】

年代別は、サンプル数が少ないため、参考値とする。(図表 6-9)

図表 6-9 民間団体と連携した相談会で相談してみたいこと (年代別)



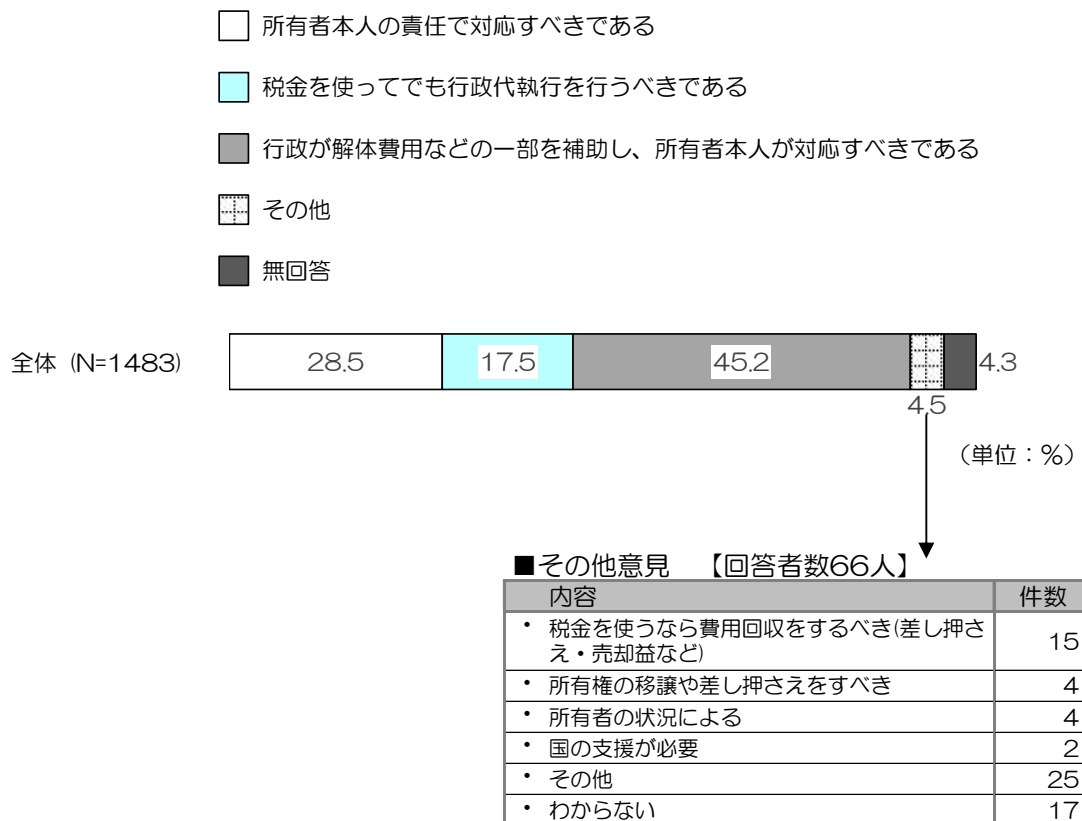


#### (4) 個人の所有物に税金が投入されることについての考え

問 36. 放置することが不適正な空き家に対して、最終的には解体などの行政代執行が可能となります。あなたは、個人の所有物に税金が投入されることについてどう感じますか。(○は1つだけ可)

個人の所有物に税金が投入されることについての考えをたずねた。「行政が解体費用などの一部を補助し、所有者本人が対応すべきである」が45.2%で最も高く、「所有者本人の責任で対応すべきである」が28.5%、「税金を使ってでも行政代執行を行うべきである」が17.5%となっており、基本的には所有者本人が対応すべきとの考え方が優勢といえる。(図表6-10)

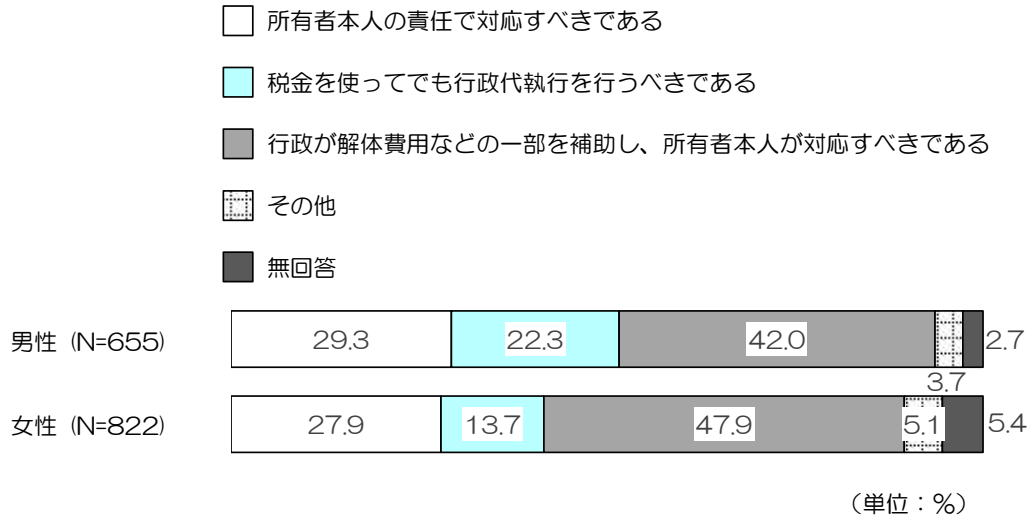
図表 6-10 個人の所有物に税金が投入されることについての考え



## 【性別】

性別にみると、「税金を使ってでも行政代執行を行うべきである」は『男性』が『女性』より 8.6 ポイント高く、「行政が解体費用などの一部を補助し、所有者本人が対応すべきである」は『女性』が『男性』より 5.9 ポイント高い。(図表 6-11)

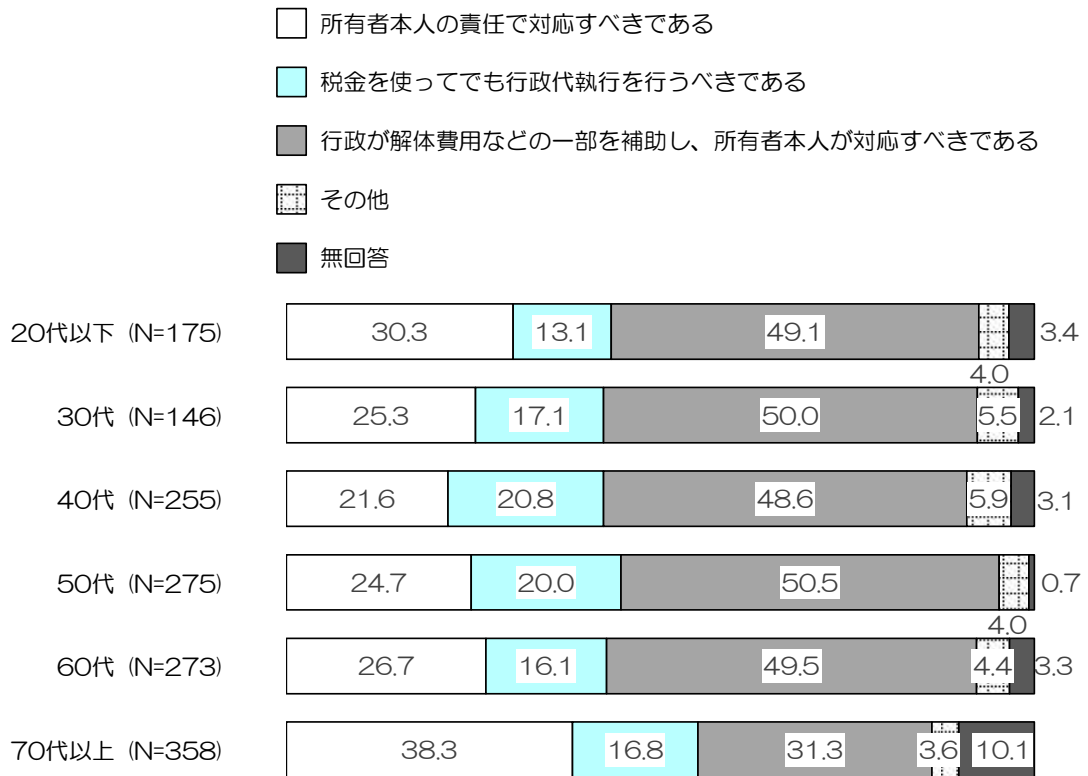
図表 6-11 個人の所有物に税金が投入されることについての考え（性別）



## 【年代別】

年代別にみると、『40代』『50代』では、「税金を使ってでも行政代執行を行うべきである」が約2割と高め。『20代以下』『70代以上』では、「所有者本人の責任で対応すべきである」が3割台と高くなっている。「行政が解体費用などの一部を補助し、所有者本人が対応すべきである」は、『70代以上』以外では5割弱～約5割となっている。(図表6-12)

図表6-12 個人の所有物に税金が投入されることについての考え(年代別)



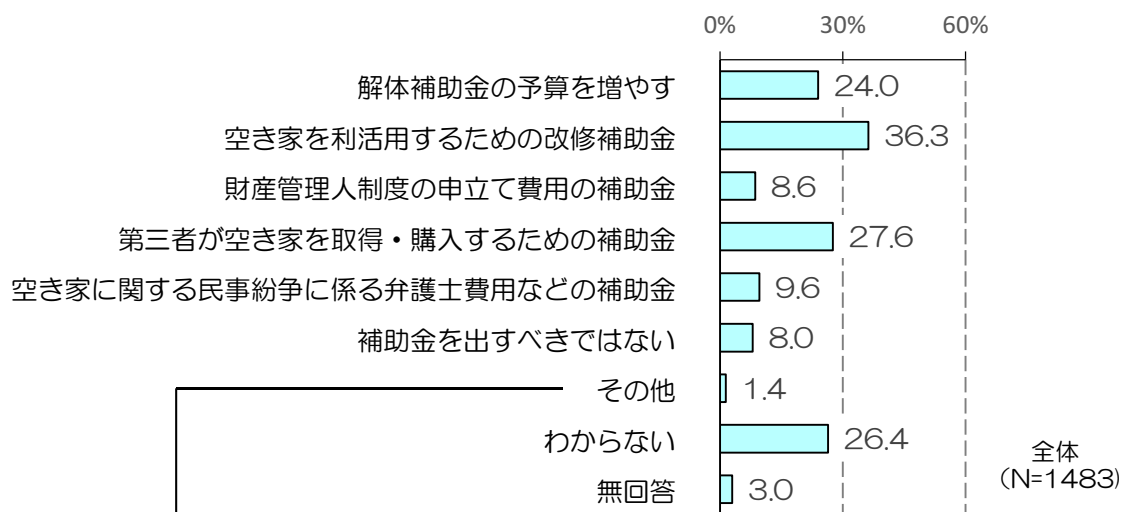
(単位：%)

(5) 東大阪市に求める空き家に関する支援制度

問 37. 平成 30 年度より空き家の解体補助金制度を実施しています。あなたが、東大阪市に求める支援制度はなんですか。(〇はいくつでも可)

東大阪市に求める空き家に関する支援制度をたずねた。「空き家を利活用するための改修補助金」が36.3%で最も高く、「第三者が空き家を取得・購入するための補助金」が27.6%、「解体補助金の予算を増やす」が24.0%で続いている。「わからない」も26.4%みられた。(図表 6-13)

図表 6-13 東大阪市に求める空き家に関する支援制度



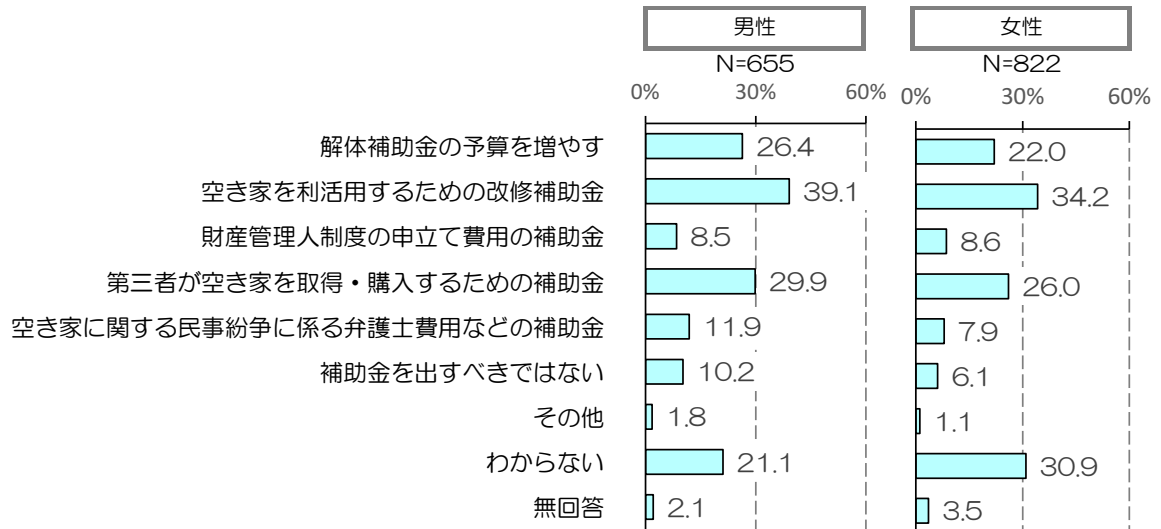
■その他意見 【回答者数21人】

内容	件数
・売却や利活用の仲介	5
・売却益からの費用回収	2
・その他	14

## 【性別】

性別にみると、ほとんどの項目で『男性』の方が高くなっており、「空き家を利活用するための改修補助金」で4.9ポイント、「解体補助金の予算を増やす」で4.4ポイント、『女性』を上回っている。(図表6-14)

図表 6-14 東大阪市に求める空き家に関する支援制度（性別）



## 【年代別】

年代別にみると、「解体補助金の予算を増やす」は『20代以下』で、「空き家を利活用するための改修補助金」は『70代以上』で、「第三者が空き家を取得・購入するための補助金」は『60代』以上で低くなっている。(図表 6-15)

図表 6-15 東大阪市に求める空き家に関する支援制度（年代別）

